

まゝのものありと申す可なりと云ふをいと申ししなり

義光公所遊去之事

一 慶長十八年癸丑夏の頃より義光公は美例の心地ましく
てはましく治療を玉ひしと云ふ其の事と云ふに其家
早き世の限りと思ふに先づ此家数百年家康公の
以て忠孝を家より上たかきしきのあふんうちに家康の
御目見えといふと云ふに同九月中半にはよくと駿河の西へ
来府ありて右の趣言より云ひて此に本田上野介を上
使として病氣の事あるに云ふ様き、宗物にて出さし
御下され難有旨則上野介及同道よりと云ふ城有るに

に亦も所寢殿と云ふに此種より其情あるに云ふに
御薬を申すに下されしと云ふ又臨幸の旨に江城も
立寄將軍も暇をとりし方上云ふに即ち此書を
以て今度老病をいふは今生の暇をとりて来府の
間と云ふに云ふに有るきの由に云ふに義光公へ御書
下されしに難有旨戴有る退出し玉へ退府上使を以て
是暇を色に相領有るからて江戸へ着府し玉へ家
康公の御書を上られ是亦云々云々宗物中免候
下され則ち出仕ありて御目見えしと云ふに大所所より
所指ふも申すに云ふに亦中意不淺と云ふに其上を云ふに